

市政への市民参画ガイドライン見直し案

旧

新

Ⅲ 市政への市民参画のしくみ

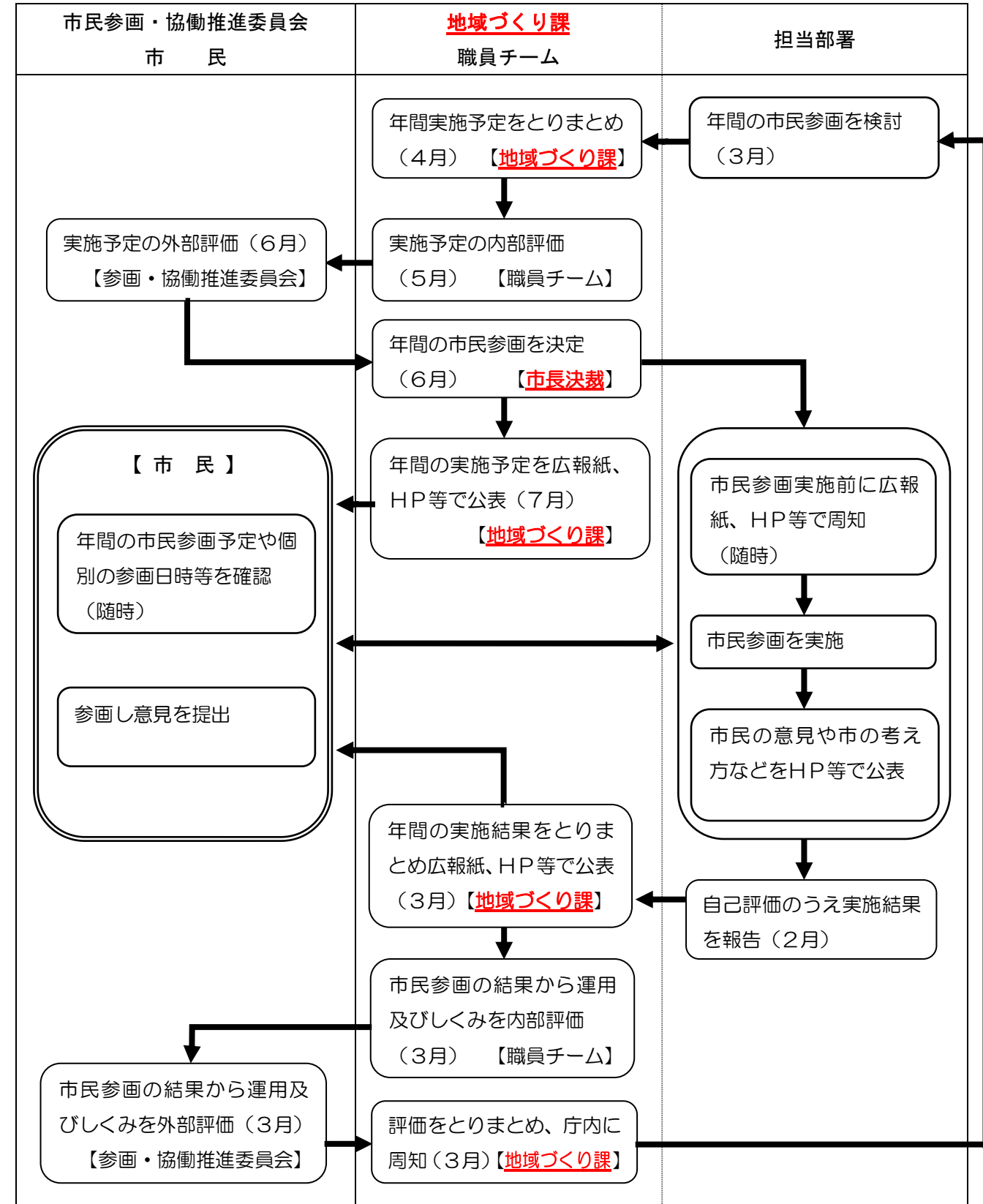
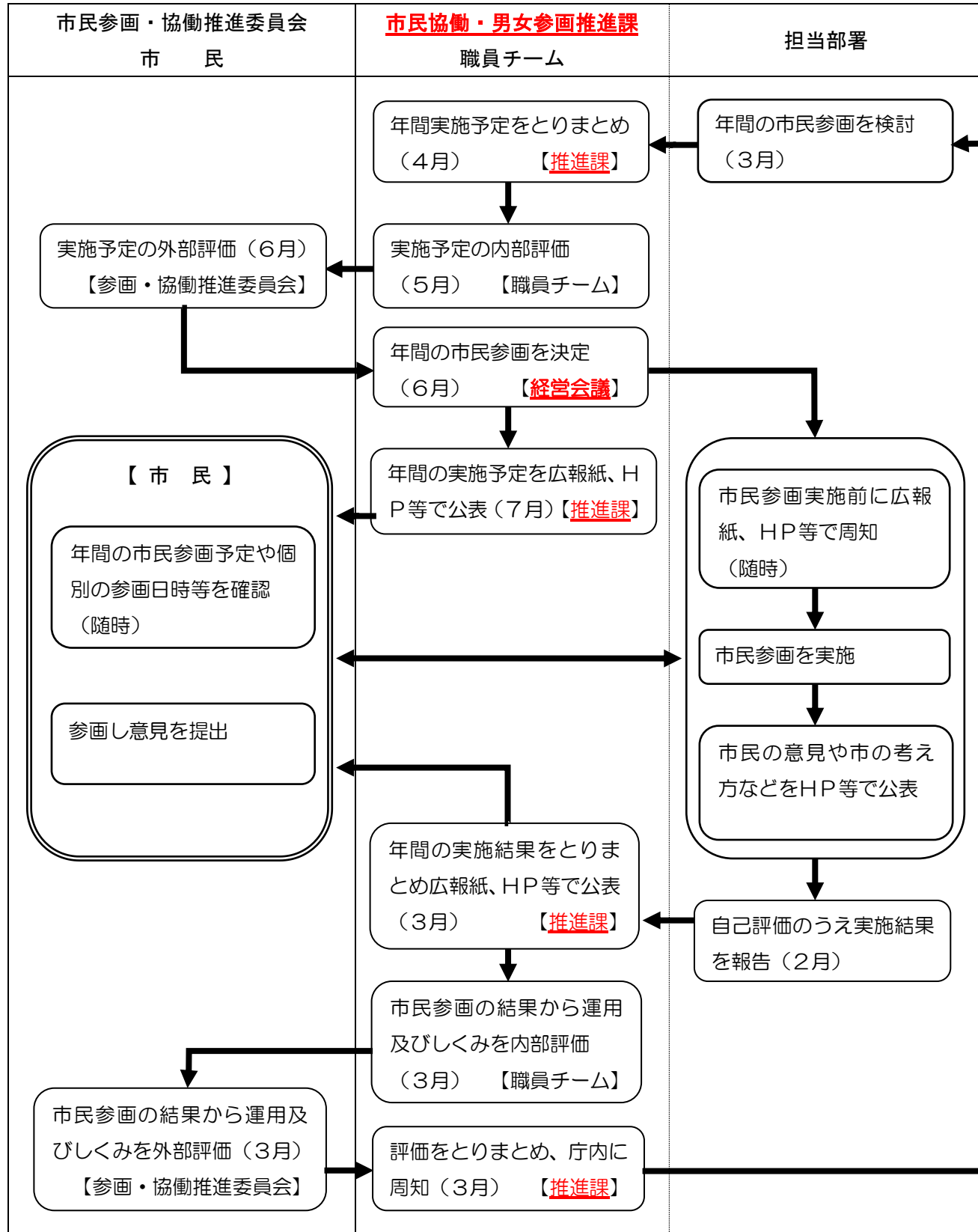
Ⅲ 市政への市民参画のしくみ

1 市民参画の基本的な流れ

1 市民参画の基本的な流れ

市民参画を行うに当たっては市民が参画しやすく、意見を表明しやすいしくみとするため、実施予定の公表、市民参画の実施、結果の公表及び評価を繰り返し、より良い市民参画のしくみとしていきます。

市民参画を行うに当たっては市民が参画しやすく、意見を表明しやすいしくみとするため、実施予定の公表、市民参画の実施、結果の公表及び評価を繰り返し、より良い市民参画のしくみとしていきます。



2 市民参画の対象

(1) 市民参画の対象となる、基本条例第12条に定める重要な計画等とは次のいずれかに適合するものをいいます。

ア 市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

総合計画など政策の基本方針、基本事項を定める計画あるいは福祉、環境などといった行政分野ごとの施策展開の基本方針、基本事項を定める計画を策定又は変更することをいい、構想、指針、方針等の名称は問わないものとします。

また、計画の内容が基本的な事項を定め、かつ、具体的な施策や事業を併せ持つ計画は重要な計画に含まれるものとします。

【例：総合計画の基本構想・基本計画、地域防災計画、都市計画マスタープラン、男女共同参画基本計画、生涯学習振興計画、教育振興基本計画、スポーツ振興計画、環境基本計画、地域福祉計画、次世代育成支援行動計画、農業振興地域整備計画、污水处理基本計画、消防計画】

イ 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正又は廃止

市政全般及び市政の個別分野における市の基本理念や基本的な方針、基本的な事項を定める条例を制定、改正又は廃止することをいいます。

【例：まちづくり基本条例、男女共同参画推進条例、環境基本条例】

ウ 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、変更又は廃止

市民生活に重大な影響を及ぼすと認められ、かつ、条例に基づいて行われる一定のしくみを導入、変更又は廃止することをいいます。

【例：情報公開制度、個人情報保護制度】

エ 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止

市民に義務を課し、又は権利を制限することにより市民生活に重大な影響を与える条例を制定、改正又は廃止することをいいます。

ただし、改正は、その条文が義務を課し、又は権利を制限することを内容とする場合に限るものとします。

【例：火災予防条例、文化財保護条例】

オ 公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更

建設の趣旨が市全域にかかわり、多くの市民が等しく利用できる建物を新築、改築又は改修する場合の基本計画、基本設計を策定又は変更することをいいます。

また、改修は規模や機能を大幅に変更する場合に限るものとします。

【例：体育館、運動公園、図書館】

カ 特定の地域を対象としたもので、次のいずれかに該当するもの

市民参画に当たっては、その地域の市民を対象とします。

(ア) 義務を課し、又は権利を制限する内容の条例や一定のしくみを定める条例の制定、改正又は廃止

2 市民参画の対象

(1) 市民参画の対象となる、基本条例第12条に定める重要な計画等とは次のいずれかに適合するものをいいます。

ア 市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

総合計画など政策の基本方針、基本事項を定める計画あるいは福祉、環境などといった行政分野ごとの施策展開の基本方針、基本事項を定める計画を策定又は変更することをいい、構想、指針、方針等の名称は問わないものとします。

また、計画の内容が基本的な事項を定め、かつ、具体的な施策や事業を併せ持つ計画は重要な計画に含まれるものとします。

【例：総合計画の基本構想・基本計画、地域防災計画、都市計画マスタープラン、男女共同参画基本計画、生涯学習振興計画、教育振興基本計画、スポーツ振興計画、環境基本計画、地域福祉計画、次世代育成支援行動計画、農業振興地域整備計画、污水处理基本計画、消防計画】

イ 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正又は廃止

市政全般及び市政の個別分野における市の基本理念や基本的な方針、基本的な事項を定める条例を制定、改正又は廃止することをいいます。

【例：まちづくり基本条例、男女共同参画推進条例、環境基本条例】

ウ 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、変更又は廃止

市民生活に重大な影響を及ぼすと認められ、かつ、条例に基づいて行われる一定のしくみを導入、変更又は廃止することをいいます。

ただし、変更は、その条文が市民生活に重大な影響を及ぼす内容とする場合に限るものとします。

【例：情報公開制度、個人情報保護制度】

エ 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止

市民に義務を課し、又は権利を制限することにより市民生活に重大な影響を与える条例を制定、改正又は廃止することをいいます。

ただし、改正は、その条文が義務を課し、又は権利を制限することを内容とする場合に限るものとします。

【例：火災予防条例、文化財保護条例】

オ 公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更

建設の趣旨が市全域にかかわり、多くの市民が等しく利用できる建物を新築、改築又は改修場合の基本計画、基本設計を策定又は変更することをいいます。

また、改修は規模や機能を大幅に変更する場合に限るものとします。

【例：体育館、運動公園、図書館】

カ 特定の地域を対象としたもので、次のいずれかに該当するもの

市民参画に当たっては、その地域の市民を対象とします。

(ア) 義務を課し、又は権利を制限する内容の条例や一定のしくみを定める条例の制定、改正又は廃止

ただし、改正は、その条文が義務を課し、又はその権利を制限する内容の場合に限るものとします。

(イ) 公共の用に供される地域の主要な建物を新築、改築又は改修（規模や機能の大幅な変更に限る）する場合の基本計画、基本設計の策定又は変更

【例：悪臭公害防止条例、振興センター、学校】

キ 上記に掲げるもののほか、特に必要と認められるもの

上記ア～カに該当しないもので、市民生活に重大な影響があり、市の執行機関が市民参画を実施することが特に必要であると認めるものをいいます。

(2) 次のいずれかに該当する場合は市民参画の対象から除外できるものとします。

ア 軽微なもの

引用する法令の改正に伴い条例の用語を改正するものや、上位計画の変更により一部の表現を変更するものなど、政策的な判断を要しないものをいいます。

イ 緊急に実施しなければならないもの

災害又は不慮の事態が生じた場合など、その意思決定に緊急性、迅速性が求められ、市民参画を行ってからでは間に合わないもの、効果が乏しいもの、効果が損なわれるものをいいます。

ウ 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの

税法及びこれに基づく政省令により、施策の一定の実施基準が定められたものや計画の策定などに関し、法令で市民参画の具体的な手続きが定められているものをいいます。

エ 市の執行機関内部の事務処理に関するもの

予算編成、人事など市の執行機関が自らの責任と意思で決定すべきものをいいます。

オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

市税の賦課徴収並びに負担金、分担金、使用料及び手数料、その他の徴収をいいます。

地方自治法第74条第1項では、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の署名をもって、条例の制定、改正又は廃止を市長に請求することができるとしていますが、これらの金銭の徴収に関しては、地方自治体の財政基礎を危うくし、その存在を脅かすおそれがあるとの理由から、請求の対象とされていないため、除外できるものとしたものです。

ただし、新たに税を課すため条例を制定又は改正する場合は、市の政策的な判断に基づくもので、市民の関心も高く、市民生活に大きな影響を及ぼすことを考慮し、市民参画の対象とするものです。

(イ) 公共の用に供される地域の主要な建物を新築、改築又は改修（規模や機能の大幅な変更に限る）する場合の基本計画、基本設計の策定又は変更

【例：悪臭公害防止条例、振興センター、学校】

キ 上記に掲げるもののほか、特に必要と認められるもの

上記ア～カに該当しないもので、市民生活に重大な影響があり、市の執行機関が市民参画を実施することが特に必要であると認めるものをいいます。

(2) 次のいずれかに該当する場合は市民参画の対象から除外できるものとします。

ア 軽微なもの

引用する法令の改正に伴い条例の用語を改正するものや、上位計画の変更により一部の表現を変更するものなど、政策的な判断を要しないものをいいます。

イ 緊急に実施しなければならないもの

災害又は不慮の事態が生じた場合など、その意思決定に緊急性、迅速性が求められ、市民参画を行ってからでは間に合わないもの、効果が乏しいもの、効果が損なわれるものをいいます。

ウ 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの

法律及びこれに基づく政省令により、施策の一定の実施基準が定められたものや計画の策定などに関し、法令で市民参画の具体的な手続きが定められているものをいいます。

エ 市の執行機関内部の事務処理に関するもの

予算編成、人事など市の執行機関が自らの責任と意思で決定すべきものをいいます。

オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

市税の賦課徴収並びに負担金、分担金、使用料及び手数料、その他の徴収をいいます。

地方自治法第74条第1項では、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の署名をもって、条例の制定、改正又は廃止を市長に請求することができるとしていますが、これらの金銭の徴収に関しては、地方自治体の財政基礎を危うくし、その存在を脅かすおそれがあるとの理由から、請求の対象とされていないため、除外できるものとしたものです。

ただし、新たに税を課すため条例を制定又は改正する場合は、市の政策的な判断に基づくもので、市民の関心も高く、市民生活に大きな影響を及ぼすことを考慮し、市民参画の対象とするものです。